

宇部市水道局辞令文例を定める規程

令和四年四月一日

沿革 令和 六年 三月二十八日 管理規程第

八号 第一次改正

水道事業管理規程第十号

(目的)

第一条 この規程は、水道局の辞令文例を定めることを目的とする。

(任用、勤務、給料)

第二条 職員の任用、勤務、給料の辞令は、様式第一号による。

(併任)

第三条 職員の併任については、様式第二号による。

(兼務)

第四条 職員の兼務については、様式第三号による。

(出向)

第五条 職員の出向については、様式第四号による。

(休職)

第六条 職員の休職については、様式第五号による。

(復職)

第七条 職員の復職については、様式第六号による。

(育児休業)

第八条 職員の育児休業に係る承認及び職務復帰については、様式第七号による。

(退職)

第九条 職員の退職については、様式第八号による。

(再任用)

第十条 再任用職員の任用、任期更新及び退職の辞令は、様式第九号による。

(解雇予告)

第十一条 職員の解雇予告については、様式第十号による。

(降任)

第十二条 職員の降任については、様式第十一号による。

(免職)

第十三条 職員の懲戒免職については、様式第十二号による。

(処分説明書)

第十四条 第十二条及び第十三条による辞令を交付するときは、様式第十三号による処分説明書を併せて交付しなければならない。

(辞令)

第十五条 辞令には、発令年月日を記載し、管理者名をもつてする。

(勤務替)

第十六条 勤務替の場合は、元勤務の解除辞令は、これを省略する。

(文例に該当しないもの)

第十七条 前各条の様式に該当しないものは、その性質に近いものを準用する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。  
(宇部市上下水道局辞令文例を定める規程の廃止)
- 2 宇部市上下水道局辞令文例を定める規程(平成二十六年管理規程第十号)は、廃止する。

### (経過措置)

- 3 この規程の施行前に宇部市上下水道局辞令文例を定める規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

### 附 則 (第一次改正)

### (施行期日)

- 1 この規程は、令和六年四月一日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

一部改正〔令和6年3月28日〕

1 任用

- ・宇部市水道局…職員に任命する。
- ・宇部市水道局…長を命ずる。
- ・宇部市水道局主任を命ずる。

2 勤務

- ・宇部市水道局…課勤務を命ずる。
- ・宇部市水道局現金取扱員を命ずる。
- ・宇部市水道局現金取扱員を解く。

3 給料

…級…号給を給する。（月額…円）

様式第2号（第3条関係）

1 併任

宇部市水道局…職員に併任する。

様式第3号（第4条関係）

1 兼務

…長（…課…係）兼務を命ずる。

様式第4号（第5条関係）

1 出向

…へ出向を命ずる。

様式第5号（第6条関係）

1 休職

地方公務員法第…条第…項第…号の規定により…年…月…日から…年…月…日まで休職を命ずる。

様式第6号（第7条関係）

1 復職

復職を命ずる。

様式第7号（第8条関係）

1 育児休業（承認及び職務復帰）

- ・育児休業を承認する。育児休業の期間は、…年…月…日から…年…月…日までとする。
- ・育児休業の期間を…年…月…日まで延長することを承認する。
- ・職務に復帰させる。

様式第8号（第9条関係）

1 退職

- ・辞職を承認する。
- ・死亡により職を解く。
- ・宇部市職員の定年等に関する条例第2条の規定により…年3月31日をもって定年退職

様式第9号（第10条関係）

1 再任用

宇部市水道局…に再任用する任期は、…年…月…日までとする。

2 再任用任期更新

再任用の任期を…年…月…日まで更新する。

3 再任用退職

再任用の任期満了により…年…月…日をもって退職

様式第10号（第11条関係）

1 解雇予告

宇部市水道局就業規程第…条第…項第…号の規定により…年…月…日をもって解職するので通知する。

様式第11号（第12条関係）

1 降任（処分説明書を交付）

宇部市水道局…を解き、宇部市水道局…に任命する。

様式第12号（第13条関係）

1 免職（処分説明書を交付）

- ・宇部市水道局…長を免ずる。
- ・宇部市水道局…職員を免ずる。

様式第13号（第14条関係）

1 処分説明書

貴方は、（分限処分を必要とする事実の概要）である。

上記の事実は、地方公務員法第…条第…項第…号に該当するので分限処分（懲戒処分）として宇部市水道局…に降任する。（免職する。）